

○周南市都市計画提案制度手続要綱

制定 平成19年8月3日

改正 平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市決定の都市計画に対する都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2の規定に基づく提案制度の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地所有者等 提案に係る区域内の土地の所有権又は建物の所有（一時使用を除く）を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（以下「借地権」という。）を有する者をいう。
- (2) まちづくりNPO等 まちづくりの推進を図ることを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人又は民法（明治29年法律第89号）第34条の法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれらに準ずる者として地方公共団体の条例で定める団体をいう。
- (3) 計画素案 提案される都市計画の素案をいう。
- (4) 行政素案 提案を踏まえて周南市が作成した都市計画の素案をいう。

(提案要件)

第3条 周南市に都市計画提案として提案できる要件は、法第21条の2の規定に従い、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 提案できる者は、提案に係る区域内の土地所有者等又はまちづくりNPO等であること。
- (2) 提案に係る区域が、都市計画区域内又は準都市計画区域内の0.5ヘクタール以上の一団の土地であること。
- (3) 計画素案の内容が、法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する

基準に適合していること。

- (4) 提案の対象となる土地（公共施設として利用されている土地は除く。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意を得ていること、かつ、同意した土地所有者等が所有し、又は賃借する土地の地積の合計が、区域内の土地の総地積及び借地権の目的となっている土地の総地積の合計の三分の二以上となること。

（事前相談）

第4条 都市計画の提案をしようとする者に対して、都市計画に関する情報の提供などの支援をするために、相談窓口を都市計画担当課に置くものとする。

- 2 事前相談を受けた際には、受付簿（別記第1号様式）に記録するとともに、相談を受けた内容を提案手続相談記録シート（別記第2号様式。以下「相談記録シート」という。）に記録するものとする。

（提出書類）

第5条 都市計画提案を行う者（以下「提案者」という。）は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第13条の4の規定に従い、次に掲げる資料を提出しなければならない。

- (1) 提案書（別記第3号様式）
- (2) 都市計画の素案
- (3) 土地所有者等の同意を証する書類（別記第4号様式。以下「同意書」という。）

2 前項各号に掲げる資料のほか、次に掲げる資料の提出を求めるものとする。

- (1) 提案概要書（別記第5号様式）
- (2) 提案者としての要件を備えていることを証する書類（許可証・認定証の写し等）
- (3) 提案素案の区域を示した公図の写し（地積調査図又は分間図）
- (4) 提案素案の区域内の権利者一覧表（別記第6号様式）
- (5) 提案素案の区域内の全ての土地に関する登記簿謄本等権利関係を証明する書類

3 第1項第2号で定める都市計画の素案に必要な図書は、別表第1に掲げるものとする。

4 提案を踏まえて都市計画の決定又は変更をするか否かを判断するに際し、必要に応じて、提案者に対して、資料提出その他必要な協力を求めるものとする。

5 書類等の提出先は、都市計画担当課とする。

（提案の受理）

第6条 第3条及び第5条の要件を備えた提案の提出があった場合には、これを受理し、当該提案について審査を行う。

2 提出された書類が第3条又は第5条の要件を備えていない場合には、提案者に書類の訂正を求めるものとする。

3 前項の規定による書類の訂正要求に対し、提案者が訂正を行う意思がないことが確認された場合には、当該提案を不受理とする。

4 前3項の手続き時には、相談記録シートにその内容を記録するものとする。

(提案の審査)

第7条 提案の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 都市計画に関するマスタープランとの整合性

(2) 市・県総合計画との整合性

(3) 各種関連計画（道路、河川、港湾、景観等に関する計画）との整合性

(4) 別表第2の左欄に掲げる都市計画の種類に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる事項

2 前項に定める審査を行うに際して、関係部課、県及び事業予定者等と調整するものとする。

(提案を採用する場合の手続)

第8条 前条の規定による審査の結果、提案を採用することを決定した場合は、必要に応じて提案の趣旨を踏まえた範囲内で計画素案の修正を行い、行政素案を作成する。

(提案を採用しない場合の手続)

第9条 法第21条の5第2項の規定により周南市都市計画審議会の意見を聴いた結果、提案を不採用とすることが適当でない認められた場合には、直ちに提案の採用について再度審査を行うものとする。

(庶務)

第10条 都市計画提案制度に係る庶務は、都市計画担当課が行う。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、都市計画提案制度の運用に関し必要な事項は、都市計画担当課長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

1 計画図（縮尺2500分の1以上の平面図）
2 計画書（都市計画に定めるべき事項のほか、当該都市計画を提案する理由を付記したもの）

別表第2（第7条関係）

都市計画の種類	事 項
地域地区	地域への貢献性、周辺地域との調和性
都市施設	施設計画の必要性、事業実施の確実性、施設管理の継続性
市街地開発事業	地域への貢献性、周辺地域との調和性、事業実施の確実性
地区計画等	地域への貢献性、周辺地域との調和性、事業実施の確実性